

海老名小学校(東棟)補強前

学校施設は、地震発生時に児童や生徒の生命・身の安全を守ることはもとより、地域住民の一時避難場所にもなることから、耐震性を確保することは大変重要です。市では、平成7年1月に発生した「阪神・淡路大震災」を契機に小・中学校の耐震補強の調査・工事を順次進めています(下表)。今回は、その内容についてお知らせします。

関 教育総務課学校施設担当

耐震補強を進める前段として、それぞれの学校施設の耐震性を把握するため、耐震診断を行っています。耐震診断に基づき、耐震基準法に基づき耐震基準は、昭和43年の十勝沖地震後の46年に改正され、53年の宮城県沖地震などの大規模な地震を契機に、56年(新耐震基準)に2度目の改正が行われています。しかし、阪神・淡路大震災で、新耐震基準以前の基準で設計された建物の被害が大きかったことから、市では昭和56年(新耐震基準)に建設された小・中学校の校舎や体育館について、耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強工事を行うことにしています。

◆ 学校の校舎や体育館について、耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強工事を行うことにしています。

◆ 学校の校舎や体育館について、耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強工事を行うことにしています。

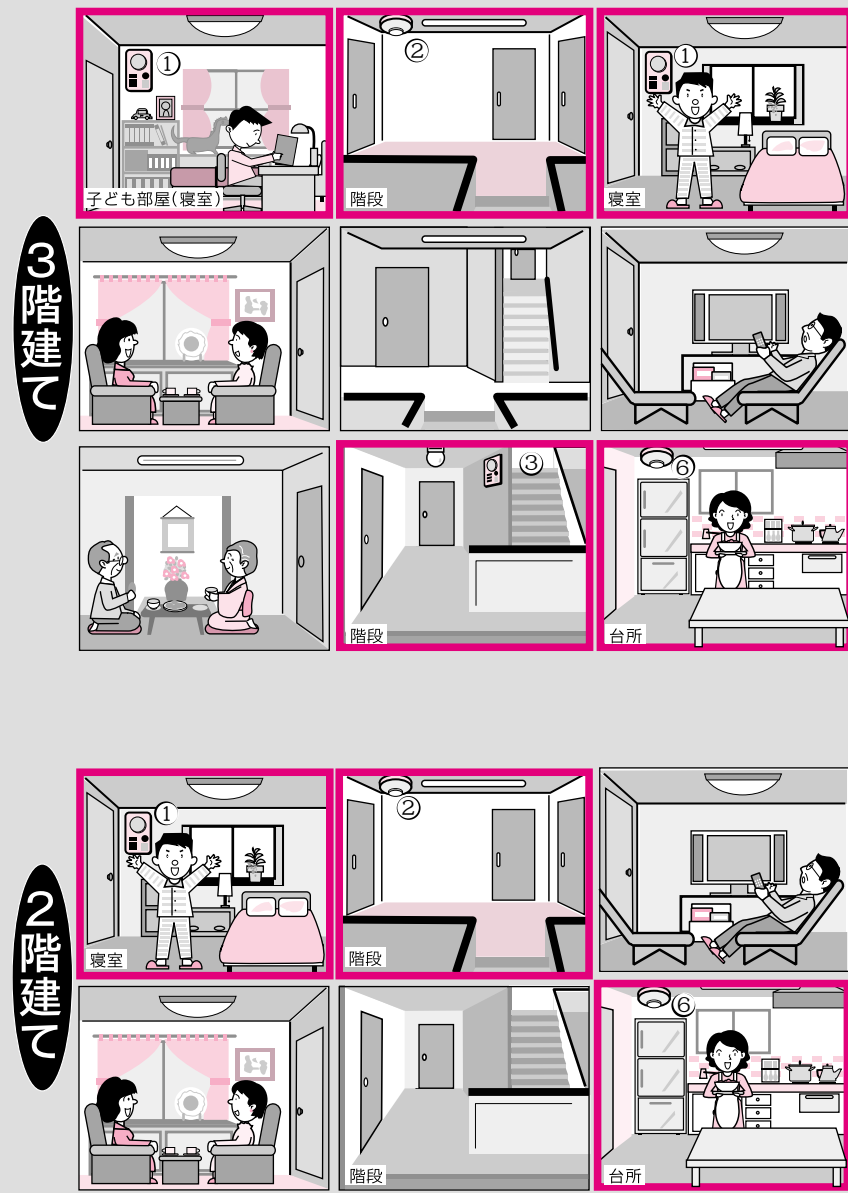
地震に強い学校づくり

耐震補強工事 順次実施中!!

学校名	工事状況	施設名(実施箇所・予定箇所)
海老名小学校	完了	西棟(H14・15建替)、東棟(H17)
	予定	体育館(H18)、北棟(H19)
柏ヶ谷小学校	完了	北棟1・2(H12)、南棟(H13)
有馬小学校	完了	東棟、中棟(H10)
有馬小学校	予定	本館(東棟)(H18)、体育館(H19)
	完了	体育館(H13)
大谷小学校	完了	体育館(H13)
	予定	南棟、北棟1(H19)
上星小学校	完了	1館(H16)、体育館(H17)
中新田小学校	完了	西棟、中棟、東棟(H11)、体育館(H17)
門沢橋小学校	完了	本館(H12)、新館(H13)
東柏ヶ谷小学校	予定	南棟(H18・19増改築)
	完了	体育館(H17)
社家小学校	予定	本館(北棟)(H19)
	完了	体育館(H17)
杉久保小学校	完了	体育館(H17)
	予定	東棟、中棟(H19)
今泉小学校	耐震補強不要	
杉本小学校	耐震補強不要	
海老名中学校	完了	2棟(中棟)・3棟(南棟)(H17)
	予定	1棟(北棟)(H18)
有馬中学校	完了	A棟(H13)
	予定	B棟(東棟)(H18)、体育館(H19)
海西中学校	完了	北棟(H9)、体育館(H17)
柏ヶ谷中学校	完了	体育館(H17)
	予定	北棟(H19)
大谷中学校	完了	体育館(H17)
	予定	西棟、東棟(H18)、中棟(H19)
今泉中学校	耐震補強不要	

安眠のために付けましょう

関 予防課 予防担当



- 火災警報器の設置が必要な場所**
- ① 寝室(就寝する部屋)
 - ② 寝室のある階の屋内階段(※避難階を除く)
 - ③ 寝室のある階から2階下の階の階段(1階下の階の階段に設置されている場合を除く)
 - ④ 寝室がある階(避難階のみ)から2階以上、上にある階に部屋がある場合のその最上階
 - ⑤ ①④までに該当しない階でも7平方メートル以上の部屋が5以上ある階の廊下(廊下がない場合は階段)

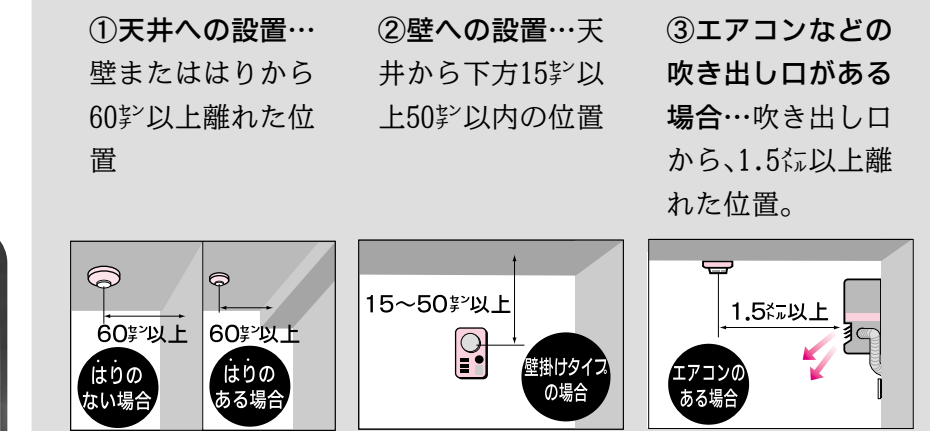
火災警報器の設置が必要な場所

近年、火災による死者は、6月1日までに設置が義務付けられる住宅火災での場合が多く、全国で平成16年度中だけでも1000人を超えています。中でも逃げ遅れにより死亡するケースが約7割を占めています。このような住宅火災から大切な命を守るために、改正条例では、すべての住宅へ火災警報器を設置することが義務付けられることになりました。なお、既存の住宅(共同住宅、店舗併用住宅、寮などの住居部分を含む)は平成23年

消防法の改正に伴い、市火災予防条例も改正し「住宅用火災警報器等」を設置することが必要となります。この改正条例は6月1日から施行します。

	件数(件)	死者数(人)	傷害者数(人)
平成15年	16	0	6
平成16年	18	1	15
平成17年	21	1	8
計	55	2	29

取り付け位置…参考にしてください



火災警報器のQ&A

- Q. 住宅用火災警報器とは、どんなもの?
 - A. 天井や壁に設置し、火災の煙や熱を自動的に感知して、警報音や音声で知らせる機器です。
- Q. どのような種類があるの?
 - A. 煙感知式と熱感知式があります(左上写真)。煙感知式は、寝室や階段・廊下への設置に適し、熱感知式は、火を使用する台所などへの設置に適しています。それぞれ電池式とコンセント式があります。
- Q. 価格はどれくらいですか?
 - A. 電池式やコンセント式などいろいろな種類がありますが、5000円〜1万円程度です。
- Q. どこへ行けば買えますか?
 - A. 消火器を販売している店や量販店なども販売しています。ただし、購入する場合は、住宅用火災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合していないければなりません。基準に合格したものとしては、日本消防検定協会の鑑定マーク(NSマーク)が付いています。なお、煙式でイオン式のもの、寝室や階段には設置できません。
- Q. 設置の義務があるのはどれですか?
 - A. 住宅の所有者・管理者・占有者が、自己責任で設置しなければなりません。
- Q. 警報器はどんなときに作動するの?
 - A. 煙感知式の場合、50センチ程度の距離から、たばこの煙やスプレー式殺虫剤などが直接かかったりすると作動します。また熱式の場合は、警報器の周囲が65℃前後になると作動します。

悪質な販売業者にご注意を!

消防署の関係者等を装い家庭を訪問し、「住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、すぐに取り付けが必要」などと言い、強引に高額な警報器を売りつける悪質な業者がいます。不審に思ったら、消防本部または消費生活相談室へご連絡ください。

- ◇住宅用火災警報器等を消防署が販売することはありません。また、特定の業者に販売を委託することはありません。
- ◇業者による点検の必要はありません。
- ◇自動火災報知設備またはスプリンクラー設備等が設置されている場合は、住宅用火災警報器設置の必要はありません。
- ◇訪問販売で購入契約を結んだ場合は、クーリングオフできます(書面交付日から8日以内、現金取引の場合は3000円以上)。

不審に思ったらご連絡を—
 ☆消防本部→☎231・0355
 ☆消費生活相談室(広聴相談課内)→☎292・1000=直通。

火災警報器の設置を

新築は6月1日、既存住宅は23年6月1日までに

